

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○廃棄物が地下にある土地の指定(二件)

(廃棄物対策課)

一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○建設業の営業の停止

(事業管理課)

二

○建設業許可の取消し

(同)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(大河原地方振興事務所)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

三

公 安 委 員 会

○行政文書管理規則の一部を改正する規則

三

告 示

○宮城県告示第千六百六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域

埋 立 地 の 種 類

名取市下増田字前干揚百六番一の一部

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○宮城県告示第千六百六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
黒川郡大和町吉田字中峯百五十一番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○宮城県告示第千六百六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城こども教室

一 代表者の氏名 森元 智博

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区砂押町四番四・二号ルミエール砂押一〇一

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内の教育関係者、保護者、児童生徒及び地域に対して、子どもの健全育成を図るうとする精神のもと、授業技量及び教育技術の向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年十二月十四日

○宮城県告示第千六百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十二年十二月二十四日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社吉内鉄工建設 吉内 芳和	角田市梶賀字高畑南二十九番地一	般、十八 第一万六千二百七十 七号
株式会社とくら 井上 敬介	角田市小田字藤倉三番地八十	般、二十 第一万八千二百十六 号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年一月九日までの三日間

四 処分の原因となった事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の規定に違反して廃棄物を捨てたため、同法第二十五条第一項第十四号及び第三十二条第一項第一号に定める罰金が仙台簡易裁判所の略式命令により科せられたこと。

○宮城県告示第千六百六十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年十二月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
篠崎工業株式会社 佐々木 正	仙台市青葉区みやぎ台三丁目三十八・十二	般、十七 第一万七千一百 八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 管工事業 水道施設工事業	平成二十二年 十一月十七日
有限会社藤島建 装 藤島 文男	仙台市泉区野村字前河原八・一	般、二十一 第二万七千三 百三十二号	一部廃業 建築工事業 とび・土工事業 屋根工事業 防水工事業 内装仕上工事業	平成二十二年 十一月十八日
佐々木建設 佐々木 茂	登米市津山町横山字久保百五十七・二	般、二十一 第一万七千百 五十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 十一月三十日
株式会社センボ 熊本 正博	石巻市元倉一丁目十七	般、十七 第一万七千五 百九十五号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十二年 十一月二十九日
有限会社明有舗 装 佐藤 昭一	多賀城市南宮字庚申二 百三	般、二十一 第一万八千六 百五十三号	全部廃業 一般建設業 ほ装工事業	平成二十二年 十一月十八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第千六百六十五号

柴田町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年十二月十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県大河原地方振興事務所

公 告

所長 鈴木元悦

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年十二月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 普通旋盤 八台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十四日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社ナリサワ 石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号

五 落札金額 三千八百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月二日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第12号

行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月24日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

行政文書管理規則の一部を改正する規則

行政文書管理規則（平成13年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）」に、「明じよう」を「明瞭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。